

議案第130号

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「9,666.1ヘクタール」を「9,710.3ヘクタール」に改め、同項第3号中「607,050人」を「587,600人」に改め、同項第4号中「6,596.7ヘクタール」を「6,402.9ヘクタール」に改める。

第10条第2号ア及びイ中「てん補額」を「填補額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。